



平成 30 年度 神奈川県認知症介護実践者研修（第 4 回）における 一般公募申込みのご案内

1 研修の目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的な研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

2 実施主体

神奈川県（研修実施事業者として社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団に委託）

3 定員

60 名（一般公募枠）

定員を超える申込みがあった場合は、「8 受講者決定基準」により選考を行い、今回受講ができない場合があります。

4 受講対象者

次の要件をすべて満たしていることが必要ですので、必ず確認ください。

- (1) 神奈川県内に所在する、
 - ①介護保険法第 8 条第 22 項に規定する介護保険施設
 - ②介護保険法第 41 条に規定する指定居宅サービスを行う事業所
 - ③介護保険法第 42 条の 2 に規定する指定地域密着型サービスを行う事業所等で介護、看護等の業務に従事している方
- (2) 介護業務に 2 年以上従事した経験を有している方
- (3) 介護福祉士又は介護福祉士相当の知識・技術を有している方
- (4) 全日程出席可能な方（欠席は原則認められません）
- (5) 本研修を過去に受講されていない方
- (6) 施設・事業所として責任を持って受講させることができる方
- (7) 本研修に市町村推薦枠から応募していない方

5 募集期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）～平成 30 年 12 月 3 日（月）（必着）

※募集期間最終日を募集締切日とし、神奈川県社会福祉事業団 研修センターあてに必着とします。募集期間開始前や締切日を過ぎた申込みは受付できません。

6 申込み方法

「平成 30 年度神奈川県認知症介護実践者研修一般公募受講申込書（第 4 回）」に必要事項を記入の上、事業所印を押印後、郵送又はファクシミリで送付ください。

【提出先】

〒231-0003 横浜市中区北仲通 3-33 神奈川県中小企業共済会館 5 階
神奈川県社会福祉事業団 研修センター

【電話及びファクシミリ】

電話 045-319-4310 ファクシミリ 045-319-4315

7 受講決定通知

今回の申込みの結果については、順次決定のうえ、受講者決定通知書を発送します。

8 受講者決定基準

(1) 受講申込み者が定員を超えた場合、原則として、指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）以外の事業所を優先することとし、以下の順で受講者を決定します。

①各施設・事業所の種別において、認知症介護経験が長い方

②①の基準に差がない場合は、申込み日時（研修センターが受領した日時とします）の早い順とします。

※同一施設・事業所より複数名の申込みがあった場合、原則1名とさせていただきます。

※原則、受講決定者を同一施設・事業所での交代は認めません。事業所内で複数申し込みをされる場合は、必ず、優先順位をご明記下さい。

9 研修日程・会場等

別紙「平成30年度 神奈川県認知症介護実践者研修（第4回）日程表」のとおり

10 職場実習（4週間）

受講生自身が所属する施設・事業所において対象者を選定し、アセスメントを通じた認知症の人の生活支援に関する目標を設定し、ケアの実践を展開します。実習後、結果をまとめ、レポートを提出し、グループ内で発表して頂きます。

なお、「新規開設（予定）事業所で4週間職場実習が行えない事業所」から参加する場合は、ご自身で4週間職場実習が行える事業所をお探してください。

11 受講者の費用負担

受講者は、研修の実施に必要な費用のうち、次の費用を負担します。

(1) 受講料として 25,000円

この受講料は、研修運営に係る受益者負担費用の実費相当額となり、支払方法（お振込先等）は、受講者決定通知書によりご案内いたします。

※振込み時にかかる費用は振込み者の負担となります。

※納入された受講料は返金できません。

※受講決定後に、振り込み期限までに受講料の納入をされずに研修受講の取り下げを行った場合も、受講料の徴収はさせていただきますので、留意ください。

(2) 交通費

(3) 食費

12 修了認定の基準

(1) 全日程を出席しすべての講義に意欲的に取り組んだ方

(2) 職場実習を定められた期間、意欲的に取り組んだ方

(3) 委託先から指定された提出物をすべて提出した方

以上の方のみ修了証書を交付します。

13 注意事項

(1) 受講申込書に不実や虚偽の記載があった場合は、受講決定及び修了証書を取り消すとともに、同事業所は、今年度中に開催される本研修を受講することはできません。

(2) 受講決定後は、原則、事業所内であっても受講者の変更はできません。

(3) 本研修受講中に、研修委託先が、受講することが適切でないと判断された方は、退席いただき、以降の研修を受講することはできません。なお、その際の受講料の返金は行い

ません。

14 個人情報の取り扱い

本研修の申込書等に記載された事項は、個人情報保護の規定により適正な管理を行い、本研修事業以外に使用することはいたしません。

施設長・事業所管理者様へのお願い

職場での実習は、本研修の一環として位置付けており、研修生が設定した課題が達成できるように施設・事業所全体への周知・協力が必要となりますので、施設長・事業所管理者様には、申込み者として職場研修中のご配慮と課題の実行についてのご協力をお願いします。